軽自動車税の税率一覧

●原動機付自転車、二輪車など、小型特殊自動車

50cc以下

農耕作業用

その他のもの(フォークリフト等)

50cc超90cc以下

90cc超125cc以下

ミニカー(20cc超50cc以下)

車両区分

·軽二輪(125cc超250cc以下)

•ボートトレーラー等の被けん引車

小型二輪(250cc超)

(参考) 平成27年度以前 税率(年額) 2.000円 1,000円 2.000円 1,200円 2. 400円 1.600円 3.700円 2,500円 3,600円 2,400円 6.000円 4,000円 2,400円 1,600円

4,700円

5.900円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分			税率(年額)					
			平成27年3月31日	平成27年4月1日	新規登録から			
			以前に新規登録	以降に新規登録	13年超(※)			
三輪			3, 100円	3, 900円	4, 600円			
四輪以上	乗用	営業用	5, 500円	6, 900円	8, 200円			
		自家用	7, 200円	10, 800円	12, 900円			
	貨物用	営業用	3, 000円	3, 800円	4, 500円			
		自家用	4, 000円	5, 000円	6, 000円			

[※]賦課期日(4月1日)現在において、新規登録から13年を超えるもの。

●グリーン化特例

原動機付

自転車

小型特殊 自動車 二輪

三輪

以上

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規登録した四輪以上及び三輪の軽自動車 について、一定の環境性能を有するものにかかる軽自動車税の税率を軽減する特例措置

車両区分			税率(年額)		
			25%軽課	50%軽課	75%軽課
三輪			3, 000円	2, 000円	1, 000円
四輪以上	乗用	営業用	5, 200円	3, 500円	1, 800円
		自家用	8, 100円	5, 400円	2, 700円
	貨物用	営業用	2, 900円	1, 900円	1, 000円
		自家用	3, 800円	2, 500円	1, 300円

[※]令和3年度課税時は、平成20年3月以前登録のもの。